

群馬県立心臓血管センター内売店・床頭台等設置等（Wi-Fi 環境含む）運営事業仕様書

1. 施設概要

（１）名 称：群馬県立心臓血管センター

（２）所 在 地：前橋市亀泉町甲３－１２

（３）病院概要：

① 病床数１９５床（うち、ＩＣＵ１５床、人間ドック５床）

② 診療科目

循環器科/心臓血管外科/外科/消化器科/整形外科/麻酔科/放射線科/リハビリテーション科

③ 外来患者数（2025 年度実績）

延べ患者数：60,002 人

④ 入院患者数（2025 年度実績）

延べ患者数：43,371 人

⑤ 職員数（2026 年 10 月 1 日現在）

458 人

2. 使用許可面積

■厨房

① 面積：オープンキッチン（39.32 m²）、食品庫（5.40 m²）厨房事務室（7.92 m²）

② 設備等：厨房関係設備

■イートインスペース

① 面積：95.53 m²

② 席数：30 席程度

③ 設備等：客用テーブル・いす等

■売店

① 面積：73.30 m²（倉庫部分含む）

② 設備等：陳列棚・冷蔵庫等は出店者で設置すること。

■床頭台等

① 面積：69.68 m²（テレビ床頭台、ランドリー、冷蔵庫等の総面積）

■マスク自販機

① 救急外来入口付近等 7 台（1.10 m³）

3. 使用条件等

① 使用許可日（営業開始日）

令和 9 年 4 月 1 日

ただし、開店準備に要する期間が必要な場合は、病院と協議の上、別途営業開始日を決定する
使用許可期間

・令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日（5 年間）。ただし、毎年、行政財産使用申請に

よる使用許可を条件とする。なお、事業者から事前に申請があり、病院運営に特段の問題がない場合は、2年間まで更新することができるものとする。

また次のいずれかに該当する場合は、当該使用許可を取消し又は変更する場合がある。

- ・ 公用又は公共用に供するため、使用許可物件を必要とするとき。
- ・ 使用許可条件に違反する行為が認められたとき。
- ・ 本募集要項における応募資格要件に虚偽があった時。

4. 営業条件等

■厨房及びイートインスペース

営業形態を問わず、①営業日、②営業時間、③メニュー等については病院との協議の上、決定する。
調理熱源は電気のみとし、ガス等は使用できない。

管理方法については、病院と相談の上、清潔な管理をおこなうこと。開錠、清掃等の管理業務をおこなえること。

■売店

① 営業日

月曜日から土曜日については原則営業とし、日曜・祝祭日及び年末年始の営業については協議の上決定する。

② 営業時間

出店者の希望を聴取の上協議により決定するが、少なくとも下記時間は営業するものとする。
営業時間の変更については協議の上決定する。

平 日：08時30分～18時00分

土曜日：10時00分～16時00分

③ 店舗レイアウト

車椅子使用者等の身体の不自由な方が利用しやすい商品陳列となるよう配慮すること。

④ スケジュール

運営開始にあたって仮設店舗が必要となる場合は、仮設店舗のスケジュールを明確に提示すること。

⑤ 仮設売店での取扱商品

(1) 医療材料・衛生材料

(2) 保存が可能な食品類（菓子類・カップ麺等）

(3) 日用品・雑貨類を中心とし、衛生環境に配慮しながら最低限の商品の販売を行う取扱商品ものとする。なお、仮設店舗での営業期間は可能な限り短い期間で完了させるよう調整すること。

⑥ 取扱商品

(1) 飲料・菓子類

(2) 弁当・総菜・おにぎり・パン・サンドウィッチ等

(3) 文具・日用品雑貨・新聞・雑誌・書籍

- (4) 医療関連用品（衛生材料等）
- (5) 検査等に使用する消耗品等病院指定の商品

⑦ 取扱サービス

以下のサービスを基本とし、その他利用者のニーズに幅広く対応すること

	サービス内容	概要
1	電子レンジ・ポットの設置	利便性が維持される台数の設置を行うこと
2	宅配便の取次	売店での発送等のサービスが提供できること
3	日額プランの受付・管理	売店のレジコーナーにて病衣等の貸出・管理、病室テレビ等の受付・管理
4	多種多様な決済機能	現金に加え、各種ＩＣカード、バーコード決済、クレジットカード決済等が可能なこと
5	人間ドック食の提供	人間ドック受診者への食事提供
6	切手の販売	売店で切手の販売、取り扱いができること

⑧ 販売を禁止するもの

たばこ、アルコール類、有害図書類、その他当院に相応しくない商品の販売は禁止とする。

⑨ その他留意事項

- (1) 販売価格及び、品揃えは、一般的なコンビニエンスストアと同水準とし、一部商品の参考販売価格、品ぞろえに対する安定した物流体制について提案書に記載すること。
- (2) 定期的な商品改廃が可能な物流体制を用意し、同商品が固定化されることのない様にする
- (3) 売店運営に関する経費（使用許可部分の光熱水費、冷暖房費、清掃費、通信費、消耗品費及び運営に関する一切の経費）は運営事業者の負担とする。
- (4) 売店での日額プラン申込みが難しい患者への対応方法を提案書に記載すること。
- (5) 使用上の制限等
 - ア) 建物の使用にあたり、形質の変更を禁ずる。ただし、予め書面による承認を受けたときはこの限りではない。
 - イ) 時間帯や形態を問わず、いかなる場合でも運営事業者は行政財産使用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、転貸、質入、若しくは担保に供し、又は運営の委託、若しくは名義貸し等を行うことはできない。
 - ウ) 病院の建物内及び敷地内は全て禁煙とし灰皿の設置も不可とする。
 - エ) 店舗の設置・運営については、関係法規及び関係規定等に定める事項を遵守すること。

■入院セット

業務内容

入院生活に必要な衣類、タオル等を入院患者等に１日単位でレンタルし、料金を直接患者等に対し請求する業務全般。

① 入院セットサービスの業務内容

業務内容	病院	運営事業者
□入院時オリエンテーション		
・入院セット受付場所への案内	○	
・入院セットに係る説明・契約全般		○
□入院中		
・利用者への衣類、タオルなどの配布		○※1
・利用者への紙おむつの配布	○	
・使用済み衣類、タオルなどの回収		○
・契約内容等の変更に関する利用者等への対応	○※2	○
□退院時		
・解約に関する利用者への対応		○
・利用料金請求及び未収金回収等への対応		○
・退院日の報告	○	
□その他		
・本業務内容に係る一切の苦情対応		○
・入院セットのリーフレットや申込書類等の用意		○

※1：配布については、患者枕元まで行うものとする。

※2：紙おむつセットのプラン変更については、病院看護部で判断する。

② 入院セットサービスの物品概要および想定使用枚数は以下の通り。また、プラン内容については、運営事業者決定後に病院と協議の上決定すること。

●衣類・タオルセット

(ア) Aプラン

衣類（ゆかた・パジャマ） 3枚/週

バスタオル 3枚/週

フェイスタオル 7枚/週

日用品類（BOXティッシュ、ウェットティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉、コップ、リンスインシャンプー、ボディソープ）

(イ) Bプラン 主に1泊2日利用者向け

衣類（ゆかた・パジャマ） 1枚/日

フェイスタオル 1枚/日

日用品類（ポケットティッシュ、ウェットティッシュ、歯ブラシセット、コップ）

(ウ) Cプラン

バスタオル 3枚/週

フェイスタオル 7枚/週

(エ) Dプラン

介護ねまき 3枚/週

(オ) オプション

肌着（前開き 7 分袖）	1 枚/日
ペットボトル（水）	1 本/日

●紙おむつセット

(ア) 紙おむつセット

パンツタイプ	1 ～ 2 枚/日
テープタイプ	1 ～ 2 枚/日
吸水パッド	1 ～ 2 枚/日

(イ) 1 泊 2 日セット

パンツタイプ	2 枚/日
テープタイプ	2 枚/日
吸水パッド	2 枚/日

③ その他

- ・日額利用制の申込、電源制御、利用料金徴収等に関しては、利用者（患者とその家族等）と委託者での直接契約となり、病院は一切関与しない。また追加の貸出スペース等の設置も不可とし、1 階売店での受付とする。
- ・日額徴収方法は患者利便性・職員業務負担軽減の観点から、退院後の後払い決済（請求書送付によるコンビニ払いや振込等）にて提案すること。
- ・衣類、タオル等についてはクリーニング付きで実施すること。
- ・実施に必要な各種法令等に基づく許認可については、運営事業者が取得すること。
- ・医療機関という特性を踏まえ、再委託先の洗濯工場は医療関連サービスマークの認定を取得していること。
- ・苦情等については、運営事業者が責任をもって適切に対応すること。また、その内容については、漏れなく当院へ報告すること。
- ・プラン内容の変更・追加等については、契約期間中であっても双方協議の上、柔軟に対応できること。

■床頭台等

業務内容

入院する患者がテレビと冷蔵庫、及び Wi-Fi を利用する際の各種管理を行うものとする。

① 設置機器

	設置必須機器	台数等
1	テレビの課金機器	1 7 6 台
2	テレビの非課金機器	2 1 台
3	床頭台	2 0 0 台
4	冷蔵庫	7 3 台
5	ランドリー（3 F 南、4 F 南・東、5 F 南）	4 台
6	Wi-Fi 整備機器（3 F 南、4 F 南・東、5 F 南）	1 式

② 利用料金

- (1) 料金の徴収方法は日額利用制を原則とし、テレビ、Wi-Fi が利用できること。
- (2) 受託者が運営方法まで実施する形で提案すること。
- (3) 日額利用制の申込、電源制御、利用料金徴収等に関しては、利用者（患者とその家族等）と委託者での直接契約となり、病院は一切関与しない。
また追加の貸出スペース等の設置も不可とし、1 階売店での受付とする。
- (4) 日額徴収方法は患者利便性・職員業務負担軽減の観点から、退院後の後払い決済（請求書送付によるコンビニ払いや振込等）にて提案すること。
- (5) テレビ・Wi-Fi の利用料金は受託者にて提案するものとするが、1 日 5 0 0 円（税抜）を上限とする。
- (6) Wi-Fi はプランを契約した患者のみが利用できる設備を用意する事
- (7) 有料個室（特別室）の利用者については、本サービスと同等のサービスを無料で提供すること。
- (8) 運用方法は、提案時に確定しているものを評価対象とするため、契約事業者決定に運営事業者の都合のみでの変更は不可とする。なお、当院との協議の上、運営方法を変更することは妨げない。
- (9) モバイル Wi-Fi ルーターでの代替運用は不可とする。

③ 設置機器の仕様・要件

本件調達物件に係る要求は、以下の示す通りである。

- (1) 導入物件は原則全て新品とすること（予め病院の許可を得た場合を除く）。
- (2) 入院患者が使用することを踏まえ、安全性及び利便性に配慮した設備を導入すること。
- (3) 導入にあたって事前に設置機器内容、付属品、導入スケジュールについて病院の承認を得たうえで行うこと。
- (4) 患者向け Wi-Fi の回線は医療用ネットワークと完全に分離している事
- (5) 患者向け Wi-Fi は既存の院内ネットワークに干渉しないよう特段の配慮を行うこと
（電子カルテ用ネットワーク整備事業者及び、一般用ネットワーク整備事業者へ確認を取ることが望ましい。各連絡先については病院担当者へ確認の事。）
特に既存回線の周波数を鑑みた上で、その周波数を回避した周波数に固定できる機能を有している事
- (6) 患者用 Wi-Fi の遠隔保守のアクセス権限については当院及び運営事業者及びシステムの設置事業者（保守関連事業者含む）のみが有するものとし、アクセス権限を追加したい時は都度当院と打ち合わせの上で承諾を得るものとする。
- (7) 患者用 Wi-Fi の保守は、現地対応が発生した場合、速やかに訪問できるようにすること。
- (8)

●テレビ

- (1) 型式及び個数

- ・ 床頭台取り付け型薄型テレビ（課金）176 台（19 インチ程度）
- ・ 床頭台取り付け型薄型テレビ（非課金）21 台（19 インチ程度）

※ I C U・ドック・入院支援・透析室用

（2）形状

アーム式とし、見やすい角度に調節できるようにすること。

（3）その他

- ・ 故障した際の代替用として予備を 5 台用意すること。
- ・ リモコンについては、無償にて交換すること。
- ・ 音声出力について、通常の出力とイヤホンのみの出力で切替えができること。
- ・ B S 放送が視聴できること。
- ・ 病院による任意の院内放送（検査説明ビデオなど）が視聴できる機能がテレビに備わっていること。（テレビの日額利用に申し込んでいない入院患者も視聴できるようにする事）なお、検査ビデオは病院側にて用意するものとするが、USB などの必要媒体については運営事業者側で負担するものとする。必要媒体については 8GB 以上の容量を有するものとする。

●床頭台

（1）型式及び個数

- ・ 高さ：137 c m以内、幅：45 c m以内、奥行：47 c m以内。
 - ・ トップテーブル（天板）及び引き出しテーブルを備えていること。
 - ・ 150 c m程度移動できるようケーブルに余裕を持たせること。
 - ・ キャスター、杖置き、タオル掛けを付けること。
 - ・ 衣類等が収納できるもの。
 - ・ 材質は耐久性のある物とし、抗菌仕上げが望ましいこと。
 - ・ 引き出しに鍵付の簡易保管庫を設置すること。もしくは鍵付の引き出しが備わっていること。
- なお、利用者が鍵を紛失した場合、速やかに無償にて対応すること。
- ・ テレビ①176 台
 - ・ テレビ②21 台※ I C U・ドック・入院支援・透析室用
 - ・ 個室化対応用（テレビ及びタイマーなし）3 台

（2）キャスターについて

- ・ 床頭台のキャスターについては一括ロックの機構を備えていること。
- ・ 一括ロック機構付きのキャスターは本仕様書にて指定する床頭台底部の大きさに合わせ、はみだしがないように取り付けること。
- ・ 一括ロック機構の操作部分の飛び出しで利用者が躓かないよう配慮を行うこと。
- ・ 一括ロック機構は踏み込み式ではなく横振り式が望ましい。

（3）その他

- ・ 故障した際の代替用として予備を 5 台用意すること。
 - ・ I C U用床頭台 12 台には最下段のスペースに保冷庫を設置すること。
- 有料とする場合の料金については、病院側と打合せの上で設定すること。

- ・ドック用床頭台 5 台には無料で使用できる DVD・BD プレイヤーを内蔵すること。

●冷蔵庫

(1) 型式及び個数

- ・冷凍冷蔵庫 140～160 L 程度(目安:冷蔵室 95～110 L・冷凍室 45～50 L)73 台

(2) 利用料金

- ・無料とする。

●ランドリー

(1) 型式及び個数

- ・一体型洗濯乾燥機（容量 4.5 kg 以上） 計 4 台(3F 南、4F 南・東、5F 南)

(2) 利用料金

- ・1 工程 100～200 円程度

(3) その他

- ・洗濯、乾燥等一連の工程が 2 時間程度で完了するスペックを有すること。

●Wi-Fi

(1) 病床エリアで使用可能な Wi-Fi 環境を整備すること。

(2) 対象エリアは別紙図面等を参照すること。

(3) 病床エリアの Wi-Fi は、日額制テレビ・冷蔵庫の利用者のみが利用できるようにすることとし、Wi-Fi 利用に必要なパスワードを共有できないようにすること。

(4) 電子カルテシステム等院内で使用している他の電波と干渉しないよう、確実な電波干渉対策を講じた上で設置すること。また、定期的に保守点検を行い、電波干渉の状況について適宜報告すること。

(5) ネットワーク開通や回線費用等は受諾者の負担とすること。

④ リース物件の内訳

		テレビ 1	テレビ 2	床頭台	冷蔵庫	ベッド数
3 階：一般病棟	4 床室 8 室	3 2	—	3 2	8	3 2 床
	個室 7 室	7	—	7	7	7 床
3 階：I C U	個室 1 5 室	—	1 2	1 2	—	1 5 床
4 階：一般病棟	4 床室 1 8 室	7 2	—	7 2	1 8	7 2 床
	個室 1 6 室	1 6	—	1 6	1 6	1 6 床

5階：一般病棟	4床室9室	36	—	36	9	36床
	個室8室	8	—	8	8	8床
5階：入院支援	相談室5室	—	4	4	3	—
6階：ドック棟	個室8室	—	5	5	—	5床
予備機		5	—	8	4	—
合計		176	21	200	73	191床

※テレビ 1 は料金徴収するテレビ、テレビ 2 は非課金テレビ。

※個室化対応用テレビなし床頭台 3 台は床頭台予備機に含めている。

※入院支援センター「テレビ 2」4 台の内訳は、相談室 1 台、透析室 3 台。「冷蔵庫」3 台は透析室で使用。

⑤ メンテナンス

- ・各物品に関しては、故障時に即時対応可能な予備を病院内に用意しておくこと。
- ・緊急時はオンコールで即日対応が望ましいこと。ただし、日曜・祝祭日及び平日 17 時以降については、翌日対応でも可とする。
- ・定期的な巡回（最低でも月 2 回）を実施すること。

⑥ 追加・撤去

- ・設置者は機器の追加や撤去を病院から要請されたときは、できる限り速やかに対応すること。
- なお、大幅な変更の場合には、許可内容の変更を別途協議すること。

⑦ その他

- ・床頭台、ランドリー、Wi-Fi 等の日額サービスは申込、料金徴収等に関して利用者（患者とその家族等）と事業者での直接契約となり病院は一切関与しない。
- また、日額サービスに関する問い合わせ、受付は 1 階売店で行うものとする。
- 料金徴収方法は患者利便性・職員業務負担軽減の観点から、退院後の後払い決済（請求書送付によるコンビニ払いや振込等）にて提案すること。
- ・設置に伴う各種手続きは、すべて設置者が行うこと。
 - ・NHKとの契約、協議等は、BSを含めすべて設置者が行うこと。
 - ・設置者が病院の要請・要望・指示などに誠意を持って対応しないとき、仕様書の内容を満足できないとき、及び、使用許可条件に違反したときは、病院は使用許可を取り消すことができる。
- この場合には、病院の指示のもと、復旧作業、手続き等を円滑に行うこと。
- ・許可期間満了時は、円滑に撤去、移行作業を行うこと。
 - ・相応の事由が生じた場合には、両者合意の上で、内容の変更を協議すること。
 - ・建物の形状変更はできない。ただし、あらかじめ承認を受けたときはこの限りではない。

- ・指定された場所以外に物品を設置することはできない。
- ・病院は設置者が設置した機器、物品等について責任を負わない。ただし、病院は理由なく故意に設置者に損害を与えるような行為を行ってはならない。
- ・設置者は、病院、患者及び職員等に損害を与えるような行為を行ってはならない。
- ・設置者は「機器等の設置に掛かる費用」「機器等の運用に掛かる費用」「NHK放送受信契約に掛かる費用」「機器の利用者や病院側に損害を与えた場合の賠償等」「契約満了や契約解除時の機器等の撤去・原状回復に掛かる費用」について、すべて負担する。
- ・設置者は関係法令を遵守すること。
- ・そのほか、担当者の指示に従うこと。

5. 提案内容

① 店舗運営の基本方針

基本的な考え方や全体の仕組み、病院内店舗として配慮すること、アピールポイントなど

② 経営状況、運営実績等

③ 従業員の配置予定数、待遇・衛生教育の計画

④ 商品・店舗の衛生管理、感染症対策について

⑤ 運営の詳細

(1) 営業日・営業時間

(2) 取扱商品・価格設定

(3) 取扱サービス

(4) クレーム対応・利用者の満足度向上

(5) 商品の物流体制

(6) 販売促進

⑥ 店舗レイアウト及び商品陳列の考え方（レイアウト図面・イメージ図添付）

⑦ 在庫管理、商品補充及び商品搬入の頻度・方法

⑧ 防犯・防災・災害時対策等、閉店時の店舗管理の方法

⑨ 出店時の設備投資の内容

⑩ その他、独自のセールスポイントについて

⑪ 入院セットの運営全般について

⑫ 床頭台等の物件仕様、保守体制について

⑬ 収支見込み及び売上実績に基づく使用料（売上実績使用料）及び行政財産使用料

※売上実績使用料については、例えば「売上額の〇%」のように記載すること。可能であれば見込み額の記載をすること。

6. 出店者による経費負担

① 行政財産使用料

「群馬県病院局行政財産使用料徴収規程」により算定した額を行政財産使用料として支払うこと。行政財産使用料は各事業全ての面積の合計に応じたものとする。

② 販売手数料

売上げに応じた納付金として、売上額に一定割合を乗じた額。なお、書籍や切手等、一部の商品については、病院の許諾を得た上で、販売手数料算定に係る売上額から除外できるものとする。

③ その他の経費等

- ・ 出店に伴う経費
- ・ 光熱水費、その他消耗品費等通常の店舗運営にかかる費用

※使用許可部分の清掃及び消毒、並びに営業に伴う廃棄物の処理（保管・運搬・処分等）は出店者が責任を持って行うこと。（要望があれば病院の委託業者を紹介する。）